

国民が裁判に参加する「裁判員制度」が来年5月21日にスタートします。制度への理解を深めるために、市では市民の皆さんを対象に中央公民館主催講座として裁判員制度体験講座を6月19・20日の2日間開催しました。今回はそのようすをレポートします。



裁判員裁判用 법정（釧路地方裁判所）裁判員制度パンフレットより

裁判員って何ばすってね？

1日目 裁判傍聴・講義

中央公民館主催講座「裁判員って何ばすってね？」の受講者は24人。県内で裁判員制度を導入した裁判が行われる長崎地方裁判所で体験講座は行われた。最初に受講者は、この日行われた死体遺棄および覚せい剤取締法違反の罪に問われた2人の被告人に対する実際の判決公判を傍聴した。重々しい雰囲気の中裁判官が入廷し、続いて手に縄をかかけられた被告人が刑務官に付き添われて入ってくる。証言台に立つ2人の被告人。裁判官が両被告人に氏名を確認した後、判決を言い渡した。「主文。〇〇を懲役5年に処す。△△を懲役3年に処す」。法廷内に裁判官の声が響き渡る。テレビドラマなどではよく見かけるシーンだが実際の場面に立つと、あらためて裁判所が人を裁く場所であることを認識させられる。その後、判決理由などが述べられ、裁判は約20分で終了した。受講生も生々しい実際の裁判のようすに動揺しているようだった。このあと別室で裁判所の職員から裁判員制度に関する説明が行われ、1日目の講座は終了した。

体験！裁判員制度

私たちが傍聴した裁判が行われた401号法廷は、来年の制度導入に向けて裁判員裁判に対応した法廷に改修されている。3人の裁判官席と同じ並びに6人の裁判員席が設けられ、それぞれの席には小型モニターが設置されている。また法廷内の左右の壁には大型ディスプレイが取り付けられており、これらは被告人や証人などが事件の状況を説明するときなどに用いられ、裁判を分かりやすくするために取り入れられている。



▲大型ディスプレイが設置された法廷（広島地方裁判所）裁判員制度パンフレットより

2日目 模擬評議

今日は模擬評議が行われる。評議とは、法廷での審理のあとに裁判官と裁判員が被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかを議論することである。評議によって出された結論を評決という。

まず裁判員制度を描いた映画「審理」を見る。ストーリーは、被害者に電車内のトラブルから暴力を振るわれ、妊娠中の妻も突き倒され、執拗に暴行を受けた被告人が、持っているナイフで被害者を刺し死亡させた…。という内容の事件で、裁判には6人の裁判員が参加し、審理・評議を重ねて法廷で判決が宣告されるまでを描いている。模擬評議は映画で最終的な結論が出る前に止められ、この事件について自分たちで議論して結論を出そうという試みである。裁判では被告人の行為が正当防衛に当たるかどうか争点になった。

受講者は2グループに分かれ、別々の部屋で模擬評議に入った。同行したグループでは裁判員に扮した8人の受講者に現職の裁判官が加わり評議が進められた。「被告人は被害者に更に暴行を加えられると感じ、やむを得ず刺したのだから正当防衛ではないか」、「被告人は殺すつもりはなく誤って死なせてしまったのだから過剰防衛だ」、「目撃者の証言では被害者は刺される直前には暴行をやめ立ち去ろうとしていたのだから、正当防衛は成立しない」、裁判官に促されて一人ずつ意見を述べる。さ



教えて！裁判員制度

● 裁判員制度ってなに？

国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官といっしょに決める制度です。裁判員が参加する裁判を「裁判員裁判」といいます。原則として裁判員6人と裁判官3人が刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で評議を行い判決を宣告します。

● なぜ裁判員制度を導入するの？

国民が裁判に参加することによって、国民の視点、感覚が裁判の内容に反映され、その結果、裁判が身近なものとなり、国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

● どの裁判所で行われるの？

裁判員裁判は、全国地方裁判所のすべての本庁（50か所）と一部の地方裁判所支部（10か所）で行われます。県内では長崎市の長崎地方裁判所で行われます。



裁判員制度が導入される長崎地方裁判所

● どんな事件の裁判に参加するの？

裁判員が参加するのは刑事裁判の第1審で、殺人や強盗致死、身代金目的の誘拐など、国民の関心の高い重大な犯罪に限られています。第2審以降の高等裁判所や最高裁判所などの審理には参加しません。平成18年に全国の地方裁判所で受理した事件のうち、裁判員裁判の対象となる事件は約3,100件、長崎地方裁判所での対象事件は24件でした。

● どうやって選ばれるの？

20歳以上の有権者の中からくじで無作為に選ばれます。県内に住所がある場合、長崎地方裁判所以外の裁判員に選ばれることはありません。裁判員候補に選ばれた人は、今年の12月頃までに裁判所からその旨の通知があります。法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし70歳以上の人や学生、重い病気やげがの人などは辞退することができます。辞退できる事由は法律や政令で定められています。県内では年間約5,000人に1人が裁判員に選任される計算になります。

[その他辞退できる事由の一部]

- ・同居の親族を介護・養育する必要がある人
- ・事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が発生するおそれがある人
- ・親族の結婚式への出席など社会生活上の重要な用務がある場合

● 判決が出るまで時間がかかるんじゃないの？

裁判員裁判の場合、裁判員の負担を軽くするために、これまでの裁判にはなかった「公判前整理手続」が行われます。これは裁判が始まる前に裁判官、検察官、弁護人が話し合い、裁判日程の決定、争点の絞り込み、証拠の厳選などを行います。その結果、約7割の事件が3日以内に、約9割の事件が5日以内に終了すると見込まれています。

● 旅費や日当は支払われるの？

裁判員候補者や裁判員・補充裁判員として裁判所に来られた人には、日当と交通費が支払われます。裁判所から自宅が遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合は宿泊費が支払われます。日当の額は、裁判員候補者は1日当たり8,000円以内、裁判員および補充裁判員は1日当たり10,000円以内の金額で裁判所が決めることになっています。



らに法廷での証人や被告人の発言などを思い出しながら論議が繰り返された。その結果、正当防衛は成立せず有罪との結論に至った。次に量刑について話し合われる。通常殺人の場合、死刑・無期・5～20年の懲役刑となり、この事件のように凶器を所持しているとして2年が加算される。ただし同情の余地があると判断された場合減刑され2年6か月～11年の懲役刑となる。さらに3年以下だと執行猶予をつけることができる。評議では執行猶予をつけるかどうかで意見が分かれた。「事件の原因は被害者だから執行猶予でよいのではないか」「殺人を犯しているのだから罰は受け

るべき」。本来であれば議論を尽くして全員一致の結論を導き出すことが大切であるが、残り時間も少なくなっていたため多数決で、執行猶予をつけない実刑とすることになった。刑期についても意見が分かれ、多数決で最も軽い2年6か月と決まった。ちなみに同席した現職の裁判官の判断は4年の実刑だった。模擬評議を終えた受講者は再び映画の続きを見た。映画での評議の結果は、懲役5年の実刑だった。また別グループの模擬評議の結果も懲役5年の実刑だった。最後にグループごとに結論に至ったポイントなどを説明して2日間の体験講座は終了した。



今回の模擬評議は時間が90分と短く、2グループとも最後はあわただしく結論をまとめられたようでした。実際の評議は、3人の裁判官と6人の裁判員が時間をかけ、十分に議論して結論を出すことになっています。受講者の皆さんは「勉強になった」「参加してよかった」と感想を話される一方、「できれば裁判員には選ばれたくない」とも言われていました。裁判員制度は全く新しいシステムであるため、不安や疑問を持つのは当然です。しかし司法に一般市民が参加することは、外国ではすでに行われています。10か月後にはあなたが裁判員に選ばれているかもしれません。自分にできるか不安になるかもしれませんが、常識に照らし、自分の意見を自由に発言すれば良いのではないかと体験講座を通じて感じました。

■裁判員制度に関する問い合わせ
長崎地方裁判所 ☎ 095 (822) 6151